

北区イベント等のエコ化推進事業提案書

（あて先）北区長

年 月 日

団体名	フリガナ
所在地	〒 京都市 区
代表者 氏名	フリガナ

次の 年度北区イベント等のエコ化推進事業を提案します。

事業名	
事業の目的及び 内 容	
事業費	
事業を提案する 理 由	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

第2号様式（第4条関係）

北区イベント等のエコ化推進事業計画書

(あて先) 北区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  電話（075） —

北区イベント等のエコ化推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、 年度事業計画書を下記のとおり提出します。		
実施予定年月日等	事業名	事業の概要

第3号様式（第4条関係）

北区イベント等のエコ化推進事業 予算書

収 入		
科 目	予 算 額	内 容 説 明
補 助 金		
計	0 円	
支 出		
科 目	予 算 額	内 容 説 明
計	0 円	

北区イベント等のエコ化推進事業補助金交付申請書

(あて先) 北区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  電話 (075) -

北区イベント等のエコ化推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を申請します。	
事業名	
事業の概要	
実施年月日	年 月 日
場所	
参加予定人数	
総事業予算額	円
補助金交付申請額	円

## 北区イベント等のエコ化推進事業補助金交付決定通知書

	年 月 日
様	北区長

年 月 日付けで申請のありました北区イベント等のエコ化推進事業補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

## 記

事業名	
交付予定額	円
交付の条件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、事業完了届を提出してください。 (2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。

## &lt;審査請求、処分取消しの訴えについて&gt;

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

## 北区イベント等のエコ化推進事業補助金不交付決定通知書

	年 月 日
様	北区長

年 月 日付けで申請のありました北区イベント等のエコ化推進事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

## 記

事業名	
補助金交付申請額	円
不交付の理由	

## &lt;審査請求、処分取消しの訴えについて&gt;

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

北区イベント等のエコ化推進事業（変更・中止）承認申請書

（あて先）北区长	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  電話（075） —

北区イベント等のエコ化推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。		
補助事業名		
区 分	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 中止
理 由		
補助事業内容 （変更のみ）	変 更 前	変 更 後
補助対象経費 （変更のみ）		
備 考		

[添付書類] 変更内容を明らかにするもの

第8号様式（第10条関係）

北区イベント等のエコ化推進事業変更計画書

(あて先) 北区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  電話 (075) -

	当初計画	変更計画
補助事業名		
事業実施期間		
事業概要		
備考		



## 北区イベント等のエコ化推進事業補助金変更交付決定通知書

	年 月 日
様	北区長

年 月 日付けで変更申請のありました北区イベント等のエコ化推進事業補助金については、下記のとおり変更し、交付することを決定しましたので通知します。

## 記

事業名	
変更補助金 交付額	円
交付の条件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、事業完了届を提出してください。 (2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。

## &lt;審査請求、処分取消しの訴えについて&gt;

- この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第10号様式（第10条関係）

北区イベント等のエコ化推進事業（変更・中止）承認通知書

年 月 日

様

北区長

年 月 日付で（変更・中止）申請のありました下記の事業について、承認しましたので通知します。

記

補助事業名	
-------	--

第 1 1 号様式 (第 1 1 条関係)

北区イベント等のエコ化推進事業完了届

(あて先) 北区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  電話 (075) -

<p>北区イベント等のエコ化推進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により事業が完了したので提出します。</p>	
<p>交 付 決 定 日 及 び 決 定 番 号</p>	<p>年 月 日 京都市指令北地第 号</p>
<p>事 業 名</p>	
<p>実 施 年 月 日</p>	
<p>場 所</p>	
<p>参 加 人 数</p>	
<p>事 業 の 実 績</p>	

第12号様式（第11条関係）

北区イベント等のエコ化推進事業 収支決算書

(あて先) 北区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 (075) -

年 月 日付け、京都市指令北地第 号をもって交付決定を受けた事業について、下記のとおり決算しました。

収 入		
科 目	決 算 額	内 訳 説 明
補 助 金		
計	0 円	
支 出		
科 目	決 算 額	内 訳 説 明
計	0 円	

## 決算内訳明細書

収入合計

円

単位：円

科 目 (決算額)	内 訳
補 助 金	

支出合計

円

単位：円

科 目 (決算額)	内 訳	金 額	領収書等頁	領収書等番号

## 北区イベント等のエコ化推進事業補助金交付決定額確定通知書

	年 月 日
様	北区長

年 月 日付け、京都市指令北地第 号をもって交付決定しました北区イベント等のエコ化推進事業補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

## 記

事業名	
補助金交付決定額	円（概算払 円，基本払 円）

## &lt;審査請求，処分取消しの訴えについて&gt;

- この決定に不服があるときは，この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に，京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。
- また，この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）ただし，当該期間内であっても，この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

北区イベント等のエコ化推進事業補助金交付請求書

(あて先) 北区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  電話 (075) —

北区イベント等エコ化推進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により補助金の交付を請求します。	
事業名	
事業の概要	
実施年月日	
補助金交付請求額	

北区イベント等エコ化推進事業補助金交付要綱第14条の規定により補助金の概算払を申請します。	
申請理由	
概算払請求額	円